

第6回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

1 日 時 平成15年11月20日(木) 午前9時29分～午前11時41分

2 場 所 岡山市役所 本庁舎3階 第3会議室

3 出席者

委 員：奥田節夫委員長、真鍋恵美副委員長、兼松久和委員、平松掟委員、
福田好子委員、横田康子委員

岡山市：井口助役、小林環境局長、井上下水道局長、守屋環境事業部長、河内経営総務部長、渡辺建設部長、成石事業管理課主幹、三宅事業管理課長補佐、小寺総務法制課員、その他関係部局職員

4 事務局 保崎環境総務課長、多田環境総務課長代理、岩本環境総務課主事

5 傍聴者 3人

6 会議の概要

(1)開 会

冒頭、事務局から蜂谷委員の欠席の報告がなされた後、奥田委員長から傍聴者の傍聴許可について提案がなされ、了承され、傍聴者が入室。議事に入る前に、委員長から、11月18日に正・副委員長で「合理化事業の論点整理」を市長に報告したこと、その際、市長から12月中には合理化事業のあり方について方向性を出してほしいという希望があったこと、について報告がなされた。

(2)議 事

1. 合理化事業計画の参考例について

岡山市当局から、「合理化事業計画の参考例」(資料1)について説明がなされた後、次のような質疑応答がなされた。

委 員：この合理化事業計画の参考例が平成6年に厚生省から出された後、岡山市はどのように対応したのか。

岡山市：これまで合特法を尊重する形で、窓口を環境整備協会として、金銭の交付ではなくて代替業務の提供を行ってきた。しかし、収集量がいくら減ればいくら代替業務を提供するかという基準があいまいであったという問題があった。それを受けて、今回は専門委員会で審議していただき、合理化事業計画を県の方に提出し

て、今後は計画に基づいてやっていきたいということで、現在に至っている。

委員：ということは、平成6年に合理化事業計画の参考例が示されてから、これまで計画は策定されなかったということか。

岡山市：各自治体がいろんな方法でやってきているのが実情であり、岡山市の場合は、合理化事業計画を立てずにやってきたが、今回の包括外部監査をきっかけとして、今後は合理化事業計画を策定しようということなので御理解いただきたい。

2. 来年度以降の合理化事業の基本方針について

(1) 合理化事業の趣旨について

岡山市当局から、「来年度以降の合理化事業の基本方針」(資料2)の中の「1. 合理化事業の趣旨」について説明がなされた後、次のような質疑応答がなされた。

委員：し尿処理業者は、他の事業をやっていて派生的にし尿処理業をはじめたのか、し尿処理業をやっていてその利益で他の事業をはじめたのか、その歴史的沿革はどうなのか。

岡山市：承知している範囲では、し尿処理業からはじまって、下水道の進捗や世の中のいろいろな発展の中で他の事業をはじめられたと記憶している。

委員：下水道ができるにしたがってし尿処理業務が減っていくということで、市も支援してきて、その利益で多角経営になったのではないか。そのことを頭に置かず、他部門が黒字であってもそれは考えずに、もとのし尿処理業部門が赤字だから一律に支援するというのは、岡山市の財政が豊かなときならともかく、おかしいのではないか。

岡山市：業者による収集体制というものは、あくまでも民間の企業努力にゆだねられている。業者に対してし尿収集部門を、これから先も厳しい下水道の影響が見込まれるけれども、ずっと維持して欲しいという要望はできたとしても、業者はそれに従う義務は全くない。むしろ、各業者にも社員さんがおり、また利益を上げていかなければならないという実態の中で、し尿処理部門を不採算だから切らざるを得ないんだという企業判断をなされたとしても、それは市として責めることはできない問題だ。そして、そういう事態になった場合に、市としてほっとくわけにはいけないので、直営で収集をやるしかない。しかし、直営ということになると、莫大なコストがかかる。今の許可体制というのは市からの費用というのは全く一銭も出ていない。業者が市民からの手数料収入で賄って企業努力でやっていただいている。ところが、これがすべて直営に切りかえということになると、岡山市の財政を直撃し、市民の負担にはね返ってくる。そういう点で、民間業者による収集体制を維持していくというのは、市の行財政の観点からも適当な面がある。そのなかで、合特法というのができて、民間業者による収集体制を持っている全国の各市町村に対して、こういう法律があるので、業者の転業支援をしながら、その業者による収集体制を今後も維持していこう、それによって市町村の

直営による負担を軽減できるとともに、廃掃法上の市の責任を果たすことができる、というのが合特法の趣旨の基本になっている。

委員：転業支援をしてきて、転業の方で黒字になってきたというその功績は全然評価しないのか。

岡山市：これまでの合理化事業で既に黒字化、多角経営化が図られているという点については、これは必ずしも市の代替業務だけで多角経営化が図られているわけではなく、各企業の独自の判断で多角経営化を進められてきたという側面もちろんあり、そういう前提をした上で、市の代替業務によっても多少なりとも多角経営化が図られているのではないかという御指摘だと思う。この点については、これまで下水道の影響で既に十数台の車両が不必要になってきており、その車両分についての転業支援をこれまでずっとやってきたつもりだ。もちろん、何台分の支援が終わったのかの清算は今後やらなければならないが。しかし、向こう5年間でさらに減車の必要がどんどん出てくる。これまでの減車については、岡山市の合理化事業で多少なりとも支援できていたとしても、今後もずっと転業の必要が生じてくるのであり、これに対して岡山市として何もしないということになると、業者の企業判断でもはや断念せざるを得ないという判断をされてもやむを得ない面がある。そうならないように協力を求めるという意味で、今後転業支援が必要となる減車分についても合理化事業を実施していこうという、未来志向の側面が強いと考えていただければと思う。

委員：多角経営で利益をあげているということを一切考慮しないで一律に支援するというところに疑問を感じる。

岡山市：し尿処理は市町村の責務でやるというのが法の建前になっており、この部分を岡山市は許可体制という形で民間に委ねてきたという経過がある。我々市としても業者に重い責任を負わせているという意味で、この業者が下水道の影響により減車していくということについてはやはり支援せざるを得ないという判断に立っているので、御理解いただければと思う。

委員：さきほど十数台の減車を支援したと言われたが、これまでの説明の中では4台減車したということではなかったか。今まで何台分の減車を補償をしたのか。

岡山市：平成15年度までの代替業務が何台分に相当するのかという議論はこれからやらなければならないが、我々としては4台で終わったとは思っていない。

委員長：これからの議論ということか。この問題は法律の問題と社会通念の問題が絡むと思う。断ってしまったら大変だし、かといって言われるだけいくらでも出すというのもおかしいし、やはり市民に対して説明できる根拠をこれから出していくということが大事だと思う。

(2) 浄化槽清掃業に対する合理化事業を実施するかについて

岡山市当局から、「来年度以降の合理化事業の基本方針」(資料2)の中の「2. 浄化槽清掃業に対する合理化事業」について説明がなされた後、次のような質疑応答がなされた。

委員：し尿処理は絶対市の責任でやらなければならないが、浄化槽は業者の自由ということか。

岡山市：はい。し尿は一般廃棄物で、その処理は市の責務ということになっている。浄化槽の清掃はどうかというと、これは浄化槽管理者、つまり浄化槽を設置している方が、それぞれ自分で清掃しなさいというのが浄化槽法の建前になっている。ただ、市民の方はなかなか浄化槽清掃を自分ではできないということで、その場合には清掃業者に清掃を委託することができるという規定になっている。市は浄化槽清掃にどういうふうにかかわるかということ、浄化槽清掃業者の許可を出すという、その程度のかかわり方にとどまっている。ただ、浄化槽を清掃した後出てくる浄化槽の汚泥、これは一般廃棄物なので、この汚泥の処理はやはり市町村の責務であるということになり、浄化槽については民間主体でいくべき部門と、市町村の責務の部門が多少混在する、両方ともかかわってくる領域だ。

委員：浄化槽の問題と離れるが、さきほどの合理化事業計画策定についての説明の中でこの計画は下水道の計画に基づいて策定するという話があったが、下水道の普及については、非常に地域住民の関心が高い。そこで下水道局にいつ見通しをたずねても下水道局ははっきりしたことを言わない。そのあたりはどうか。

岡山市：今年6月に総合政策審議会から答申が示されて、その中で下水道整備について、現在使えるところ、7年以内に使えるところ、15年以内のところ、幾つかそういう段階を置いて計画を示し、そういう計画をもとに下水道整備を進めていくという考え方をとっている。今回このし尿処理の合理化事業計画をつくるにあたっては、下水道整備の状況を業者別に細かくすべて出さないとこの計画はできないわけで、その作業は今回、環境局と一緒にやっていくことになっている。それから、下水道の整備を住民の方々にどう示していくのかというお尋ねだと思うが、ホームページと各支所で、先ほどご説明した、今後7年以内とか、大まかだがそういう年次でどのぐらい整備ができるのかということをお知らせしている。もう一点。これはまだ議論中だが、実際の下水道整備の基本計画ができて、詳細設計に入って、工事に入る、そういう流れのなるべく早い段階で地区の住民の方々に、「こういう手順で下水道の整備を進めていきます、今こういう段階にあるのでこういう準備をしてください」ということをきちんと説明できるような体制をつくらうじゃないかということをお尋ねしている。

委員：今頃そんなことを言っていたのではどうにもならない。何年越しで地域住民が確たる計画を示してほしいと求めても、いいかげんなことばかり言っている。下水道整備計画が合理化事業計画のもとになるのだから、実現性のあるものを出してもらわないと、合理化事業計画自体が根底から崩れることになる。

委員長：人間のやる計画だからいろんなことはあるが、あいまいなままでは困るので必要に応じてすぐに手直しするなどして、その時代で一番確信を持って言えることは、なるべく市民に知らせてほしいと思う。

委員：浄化槽清掃の料金設定については業者の自由な判断に任せているということだが、各業者ごとにどのように違うのか。

岡山市：料金設定は自由であり、市に届け出るといふことにもなっていないので把握していない。

委員：許可を出しておきながら料金を把握していないというのはおかしいのではないか。

岡山市：許可は浄化槽法に基づいて出しているが、この法律はどちらかというと生活環境の保全とか公衆衛生の面に着目している法であり、経営内容のところには従来から入っていないという実態がある。ただ、ご指摘の点については、把握に努めるようにしていきたい。

(3) 廃車の必要性について

岡山市当局から、「来年度以降の合理化事業の基本方針」(資料2)の中の「3. 廃車の必要性」について説明がなされた後、次のような質疑応答がなされた。

委員：廃車をどうやって確認するのか。

岡山市：他都市では、廃車証明書を提出してもらってそれで確認している。

(4) 許可台数の設定についての市の考え方

岡山市当局から、「来年度以降の合理化事業の基本方針」(資料2)の中の「4. 許可台数の設定についての市の考え方」について説明がなされた後、次のような質疑応答がなされた。

委員：許可台数50台というのは、4台減車して50台になったのか。

岡山市：昭和50年に現在の9社50台体制ができて、昭和55年7月に最後の区域調整が行われて業者間で何台かの車両台数の移動があったものの引き続き9社50台体制が維持された。その後し尿収集量は市全体では増加していったが、やがてピークを迎えて減少に転じ、平成11年に4台の暫定減車が行われ、現在まで9社46台体制となっている。さらに現在では46台の中で使用されていない車両が何台か見込まれるのでこれを差し引いて、たとえば35台で収集できるということになれば35台で許可を出せばいいと考えている。

委員：これまで減車していない分も来年度と一緒に減らして清算するのか。

岡山市：合理化事業計画を立てる際には、何台から出発するかということが自ずから決まってくる。15年度までに何台減らさなければならないのかということがはっきりする。たとえば適正収集台数が35台ということなら、減車台数は11台ということになる。この点は、次回にはお示ししたい。

委員：廃車の際の、1台当たりの支援額については、相場というのがあるのか。

岡山市：(合理化事業を実施している全国の主要な都市の実例を報告し、1台当たり5,000万円、1,280万円、3,300万円、4,500万円等各自治体によって異なることについて説明。)

委員：1台当たりの援助額がかなり異なっているようだが、算定根拠はどうなっているのか。

岡山市：計算方法はいろいろあるが、建設省の損失補償基準を使用しているところが多い。

委員：確認するが岡山市の場合は、金銭補償は今までなかったのか。また、代替業務についてどの程度出すかという基準はあったのか。

岡山市：金銭補償はしていない。支援の基準についての協議は各時代各時代で行ってきたが、結局まとまらなかった。今回は基準を決めて合理化事業計画を立てる。

委員長が休憩を宣言。

休憩後、岡山市当局から平成14年度代替業務について概略説明がなされた。その中で、総額は約6億2,800万円であること、この額は利益額ではなく委託額であること、代替業務と位置づけられている業務は代替業務用にわざわざつくられた業務ではなく代替業務としての位置づけがはずれたら通常の入札をするなどして当然実施しなければならない業務であること、などの説明がなされた。

(3) その他

11月18日に市長に報告された「合理化事業の論点整理」について、環境整備協会から委員会に対して意見の申し出があったことが報告された。申し出の内容は、「論点整理」のなかで、代替業務の範囲・内容について協会からは資料が提出されていないという指摘があったが、これについては協会としても裏付けをもっており必要があれば提出したい旨第5回委員会で陳述しており、委員会から提供要請があれば提出する用意があったにもかかわらず単に「提出されていない」と指摘されるのは不満である、というもの。これについて委員会で概略次のような意見がかわされた。

委員：協会が持っているという「裏付け」というのは、固液分離業務や中継輸送業務が代替業務ではないということの証拠資料のことか。

事務局：内容は把握していない。

委員：この「裏付け」というのは、代替業務8億いくらの明細のことではないか。そうだとすると、市から出されている代替業務一覧表から固液分離や中継輸送を抜けば残りが8億いくらになるのだから、そのような資料であれば特に見せていただく必要はないと思うが。

委員長：そういう明細であれば特に追加していただく必要はないが、固液分離などが代替業務かどうかについての具体的な状況証拠のような資料であれば提出していただければと思う。この点を協会に確認してほしい。その上で判断したい。

事務局：では内容を確認して、またご報告したい。

次回の委員会は平成15年12月1日午前9時30分から岡山市役所本庁3階第3会議室で開催する予定であることを事務局から説明して閉会。